

練馬区介護支援専門員法定研修費助成要綱

令和7年9月5日

7 練福支第693号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に存する介護サービス事業所に勤務する介護支援専門員および主任介護支援専門員に対し、介護支援専門員法定研修（以下「法定研修」という。）に係る経費の一部を助成することにより、介護支援専門員および主任介護支援専門員の維持・確保を図ることを目的とする。

(助成対象の法定研修)

第2条 この要綱による助成の対象となる法定研修は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修
- (2) 法第69条の8第2項に規定する介護支援専門員更新研修
- (3) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第37条の15第1項および介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修
- (4) 令第37条の15第1項および施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修

(助成対象の事業所等)

第3条 この要綱による助成の対象となる事業所は、区内に存する東京都もしくは区の指定を受けた事業所または基準該当事業所として区の登録を受けた事業所のうち、つぎの各号のいずれかに該当する事業所または施設（以下「事業所等」という。）とする。

- (1) 居宅介護支援事業所および基準該当居宅介護支援事業所
- (2) 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
- (3) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護および複合

型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る地域密着型サービス事業所

- (4) 介護保険施設
- (5) 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
- (6) 介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
- (7) 介護予防支援事業所および基準該当介護予防支援事業所
- (8) 地域包括支援センター

2 事業所等は、この要綱による助成金の支給を受けようとする場合は、次の各号に掲げるすべての要件を備えていなければならない。

- (1) 前条に規定する法定研修を受講した者（以下「受講者」という。）が、当該事業所等において、介護支援専門員の資格を活用した業務に当該法定研修の修了後6か月以上継続して従事した実績を有すること。この場合において、当該事業所等の運営者が設置する他の事業所において継続して従事した期間は、当該期間に通算するものとする。
- (2) 前条に規定する法定研修に係る受講料を事業所等が負担していること。
- (3) 事業所等が東京都の令和7年度介護支援専門員法定研修受講料補助金交付要綱（令和7年4月1日7福祉高介第7号。以下「都要綱」という。）に基づく補助金の交付を受けていること。

（助成対象の個人）

第4条 受講者が個人としてこの要綱による助成金の支給を受けようとする場合は、次の各号に掲げるすべての要件を備えていなければならない。

- (1) 第6条の規定による申請を行う前年度に実施された第2条第1号に規定する法定研修を修了していること。
- (2) 都要綱に基づく補助金の交付申請期間中に事業所等に従事していないこと。
- (3) 事業所等において、介護支援専門員の資格を活用した業務に第1号の法定研修の修了後6か月以上継続して従事した実績を有すること。この場合において、当該事業所等の運営者が設置する他の事業所において継続して従事した期間は、当該期間に通算するものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表第1および別表第2のとおりとする。ただし、受講者が他の地方公共団体が実施する法定研修を受講した場合は別表第2に定める助成基準額を他の地方公共団体が定める受講料の額に読み替えて適用する。

(助成金の交付申請等)

第6条 助成金の支給を受けようとする事業所等の運営者は練馬区介護支援専門員法定研修費助成金交付申請書兼請求書（事業所等用）（第1号様式）に、個人として助成金の支給を受けようとする受講者は練馬区介護支援専門員法定研修費助成金交付申請書兼請求書（個人用）（第2号様式）に法定研修の修了を証する書類その他必要な書類を添付し、区長に提出しなければならない。

(助成金の支給)

第7条 区長は、前条に規定する申請および請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付決定を行い、介護支援専門員法定研修費助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不適当と認めるときは介護支援専門員法定研修費助成金不交付決定通知書（第4号様式）により当該申請を行った者に通知する。

(助成決定の取消し)

第8条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）がつぎの各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(助成金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年9月5日から施行する。

付 則（令和7年10月14日 7 練福支第842号）

この要綱は、令和7年10月14日から施行する。

付 則（令和8年9月16日 8 練福支第636号）

この要綱は、令和8年9月16日から施行する。

別表第1 助成対象経費および助成金の額（第5条関係）

1 助成対象経費	2 助成基準額	3 助成率	4 助成金の額
受講者が法定研修を受講するに当たり納入する受講料について、事業者が負担した額。ただし、当該受講者が雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく教育訓練給付制度の給付を受けている場合はその給付額を除いた額とする。	受講者が受講した法定研修の種類ごとに別表第2で定める額の合計額	1 / 4	第1欄の助成対象経費と、第2欄の助成基準額に第3欄の助成率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額（介護支援専門員実務研修（87時間）については、試験手数料等相当分として15,000円を上乗せして助成する）。ただし、算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
受講者が介護支援専門員実務研修（87時間）を受講するに当たり納入する受講料、試験手数料、介護支援専門員登録手数料および介護支援専門員証交付手数料について、当該受講者が負担した額。	60,000円	10/10	第1欄の助成対象経費と、第2欄の助成基準額に第3欄に定める助成率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額。ただし、算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2 助成基準額（第5条関係）

区分	根拠法令	助成基準額
介護支援専門員実務研修（87時間）	法第69条の2第1項	44,600円
介護支援専門員現任研修（専門研修課程）（56時間）	法第69条の8第2項ただし書	34,500円
介護支援専門員現任研修（専門研修課程）（32時間）	法第69条の8第2項ただし書	23,800円
介護支援専門員更新研修（88時間）	法第69条の8第2項	58,300円
介護支援専門員更新研修（56時間・前期）	法第69条の8第2項	34,500円
介護支援専門員更新研修（32時間・後期）	法第69条の8第2項	23,800円
主任介護支援専門員研修（70時間）	令第37条の15第1項 施行規則第140条の68第1項第1号	52,600円
主任介護支援専門員更新研修（46時間）	令第37条の15第1項 施行規則第140条の68第1項第2号	38,000円